（器差の検査）

第三百七十五条　一級基準電力量計の器差の検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流並びに力率〇・五（遅れ電流及び進み電流）及び一の電力を加えて計量した電力量と特定標準器等が表す電力量との差を算出して行う。

２　二級基準電力量計及び三級基準電力量計の器差の検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流（三級基準電力量計にあっては、定格電流の二十パーセント、五十パーセント及び百パーセントの負荷電流）並びに力率〇・五（遅れ電流及び進み電流）及び一の電力を加えて計量した電力量と一級基準電力量計が表す電力量との差を算出して行う。

３　前二項の検査において必要と認められる場合には、力率〇・八（進み電流）を追加することができる。

備考　表中の［　］は注記である。

（指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部改正）

第三条　指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第三（第十条関係）

改正前					改正後				
指定の区分	検定設備			検定を実施する者	指定の区分	検定設備			検定を実施する者
	名称	性能	条件	人数		名称	性能	条件	人数
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
最大需要電力計	二級基準電力量計又は三級基準電力量計		日本電気計器検定所の検定等を行う者の資格を定める省令（昭和三十九年通商産業省第百五十九号。）第一号から第三号までのいずれかに該当する者	三十名	最大需要電力計	二級基準電力量計又は三級基準電力量計		日本電気計器検定所の検定等を行う者の資格を定める省令（昭和三十九年通商産業省第百五十九号。）第一号から第三号までのいずれかに該当する者	三十名
	時間計	日本産業規格Ｃ一二八三―二に規定する需要時限及び時間（時間及びタイムスタンプ）の試験ができるもの				［新設］	［新設］		
	電力量計誤差測定装置	日本産業規格Ｃ一二八三―二に規定する誤差を〇・〇五パーセント以内の精度で測定できるもの				電力量計誤差測定装置	定格周波数の九十五パーセントから百五パーセントまでの範囲、定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲		

（器差の検査）

第三百七十五条　一級基準電力量計の器差の検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流並びに力率〇・五及び一の電力を加えて計量した電力量と特定標準器等が表す電力量との差を算出して行う。

２　二級基準電力量計及び三級基準電力量計の器差の検査は、定格周波数、定格電圧、定格電流（三級基準電力量計にあっては、定格電流の二十パーセント、五十パーセント及び百パーセントの負荷電流）並びに力率〇・五及び一の電力を加えて計量した電力量と一級基準電力量計が表す電力量との差を算出して行う。

［新設］

別表第三（第十条関係）

指定の区分	検定設備			検定を実施する者
	名称	性能	条件	人数
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
最大需要電力計	二級基準電力量計又は三級基準電力量計		日本電気計器検定所の検定等を行う者の資格を定める省令（昭和三十九年通商産業省第百五十九号。）第一号から第三号までのいずれかに該当する者	三十名
	［新設］	［新設］		
	電力量計誤差測定装置	定格周波数の九十五パーセントから百五パーセントまでの範囲、定格電圧の九十パーセントから百十パーセントまでの範囲		